初任者のための廃棄物処理の基礎知識 (マニフェスト編)

○マニフェストの役割等

マニフェストには廃棄物の流れを管理する働きと、収集運搬や処分が確実に行われたことを確認する という2つの役割を持っている。マニフェストは排出事業者に課せられた法律上の義務で、廃棄物の引 き渡しと同時に交付する必要があり、受託者(処理業者)も交付を受けずに廃棄物を引き取ると違反に 問われる。マニフェストの交付者(排出事業者)は写し(A表)を5年間保存する義務がある。

処理業者は業務が終了してから10日以内に写し(B2、C、D、Eのそれぞれ)を送付しなければならない。また、マニフェストの交付日からの送付期限はB2票とD票は90日以内、E票は180日以内となっている。つまり遅くともそれまでには処理を終えなければならないということである。

マニフェスト交付は排出事業者に課せられた制度であるが、排出事業者責任が年々強化されていく 中、排出事業者の教育は処理事業者にあるという認識のもと、処理事業者も制度を十分理解できていな ければ顧客が離れていくことにも繋がることを意識しなければならない。

○マニフェスト記入上の注意点

マニフェストを記入する際に注意すべき点は次のとおりです。

- ① 交付年月日 廃棄物を引き渡す日を記入します。
- ② 整理番号 排出事業者がこのマニフェストを特定するための独自の管理番号を使う。
- ③ 交付担当者 廃棄物の引き渡しに立ち会った人の氏名を記入します。
- ④ 事業者(排出者)委託契約書と相違がないかを確認します。
- ⑤ 排出事業場 廃棄物が実際に排出される場所を記載します。
- ⑥ 廃棄物の種類 委託契約書と相違がないかを確認します。
- ⑦ 数量 排出の際にわからない場合はおおよその数量を記入してよい。中間処理施設で 計量するなどで確定した場合は⑫の備考・通信欄に記載すればよい。
- ⑧ 荷姿 バラ、ポリ容器、袋詰め等具体的な荷姿を書く。
- ⑨ 廃棄物の名称 廃タイヤ、製紙カス、石炭ガラなどと具体的な名称を書く。
- ⑩ 有害物質等 含有の有無について書く。取り扱い上の注意については備考・通信欄に
- ⑪ 処分方法 焼却、破砕、埋立てなど具体的な方法を書く。
- ② 備考・通信 前記した事項など、廃棄物の特性や注意事項等適正処理に必要な事項。
- 即中間処理産業廃棄物 一次マニフェストでは使用しない。帳簿記載の通りをチェックして斜線。
- ④ 最終処分の場所 最終処分を行う予定の事業場を記載します。排出事業者は中間処理を委託する 場合も処分受託者処分受託者との委託契約が必要な為、契約の場所を記載します。 中間処理後に一部が再生されて残渣が埋め立てられるような場合にはそのいずれも 記載いたします。
- ⑤ 運搬受託者 排出事業者がマニフェストを交付するときに記載します。
- 16 運搬先の事業場 処分(中間処理) 先を記載します。
- ① 処分受託者 排出事業者がマニフェストを記載するときに記載。
- ® 積替え又は保管 積替え保管を行う場合に記載します。8部複写の用紙を使う場合は斜線がある。

- ⑨ 運搬の受託 運搬担当者が廃棄物を受領した時に会社名、担当者名を記入します。
- ② 運搬終了年月日 運搬担当者が運搬を終えた年月日を記入します。
- ② 有価物拾集量 運搬受託者が積替え・保管の場所で有価物を拾集した場合、その量を記入。 ただし、積替え・保管の許可を有する場合に限る。

収集運搬のみの許可の場合は拾集すること自体が違反になる恐れあり。

- ② 処分の受託 処分受託者が産業廃棄物を受領した時に会社名、担当者名を記入します。
- ② 処分終了年月日 処分受託者が処分を終えた年月日を記入します。
- ② 最終処分終了年月日 最終処分場で埋立て処分を終了した時、または中間処理施設で最終処理を 終了した時に、埋立てまたは再生処理を受託したものが記入。2次処理を行っ た時は、中間処理業者が、二次マニフェストの最終処分終了年月日に記載され ている日を一次マニフェストのこの欄に転記する。
- ⑤ 最終処分を行った場所 埋め立て処分または再生処理を行った場所を記載します。
- ② 照合確認 排出事業者が、それぞれの票が手元に戻った時にA票と照合しその年月日を記載。
- * 中間処理事業者が処分を受託した廃棄物の中から有価物を拾集し、そのまま販売等をする場合は、 拾集品目に応じたマニフェストの交付を受けないと、処理数量が合わなくなる恐れがある。(中間処理業者が再生処理する分を除く)また、中間処理しても残る処理残渣を埋め立て処分等に回す場合 については、中間処理事業者が排出事業者となって2次マニフェストを交付する。

○現行マニフェストの種類

紙マニフェストは廃棄物処理法施行規則で様式が定められています。(様式2号の15)

現在、全国産業廃棄物連合会<連合会マニ>と建設6団体<建設マニ>が発行しているほか、(株) コベックスなどいくつかの民間会社が類似マニフェストを発行していますが、全国を一元管理している 連合会マニや建設6団体が発行している建設マニを利用される方が安心です。 連合会マニフェストは 全ての廃棄物に利用ができるほか、建設現場から発生する廃棄物には建設マニが使われております。

(マニフェストは5年保存が義務付けられているため、保存のための綴じ方等を勘案して、処理事業所によって求める書式が変わることがありますが、法律に定める様式であっていればいいことになっています。) 連合会マニフェスト、建設マニフェストともに産業廃棄物協会で頒布しており、原則1箱(100枚セット)売りで、セット価格が2,500円です。

紙マニフェスト以外にコンピューターを用いる電子マニフェスト制度があり、建設ゼネコンなどは電子マニフェストに加入している処理事業者でなければ下請けに参加できなくなってきている。電子マニフェストはホストコンピューターに保管されていることで、紙マニのように5年間の保存の必要はなく、処理期限が近づいたものには注意喚起表示が出るなど、法の順守にも役立つ。また、年に一度県へ報告するマニフェスト交付状況報告が不要となるなど、年間交付件数が多い事業者にとっては利用メリットも多い。